

校務システム用端末等賃貸借仕様書

1. 本調達の概要

宮崎市内小中学校における校務用パソコン等(以下、「調達機器」という。)を調達し、納入・設置・設定・動作確認等を行うものである。

2. 基本的な考え方

調達にあたっての基本的な考え方を以下に示す。

- 本調達で取り扱う各種システムは、セキュリティに十分配慮した機器で構成されていること。
- 調達機器は設置、設定、動作確認までを本調達に含める。
- 調達機器とその数は、別紙「調達仕様書」を参考とすること。
- 作業する上で、既存機器はじめその他機器等に関して、何らかの設定変更作業が発生した場合、本件の落札業者が責任をもって、今回の費用内にて対応すること。
- 事前に設定作業及び動作検証方法を確認し、業務に支障をきたさないこと。

3. リース期間

機器のリース期間は令和7年8月1日から令和12年7月31日とする。

4. 納入及び調整

本調達では、機器等の搬入・設置・設定・試験・調整等全般を実施するものとし、機器等の設定を終えた状態で本市に引き渡すこととし、その費用は受注者が負担すること。設定内容や設置場所、設置場所ごとの設置台数については本市との協議において決定することとする。

4.1. 機器の設置

機器の設置スケジュールについて本市担当者と協議し、その結果を踏まえて事前に現場展開手順書及びスケジュールを作成し、本市担当者へ提出すること。

※ ノートパソコンについてはリース開始までに各学校に設置すること。

※ 複合機、プリンタについては、8月中に各学校に設置すること。

4.2. 機器の設定

導入機器に対して、本仕様書内に記載されている機能と操作性を維持するための設定を行うこと。

4.3. 本稼働対応

導入翌日の稼働確認、導入機器の本番初日については、不具合の発生時に備え、機器設置場所へ速やかに移動し対応作業を行える体制を整えること。また、不具合発生時には、発生現場へ急行し、速やかに対応すること。

5. 納入及び設置場所

5.1. 調達機器は各種設定を終えた上で、以下の場所に納入及び設置すること。設定内容や設置場所については本市との協議において決定することとする。

<場所>

宮崎市立小学校 46校

宮崎市立中学校 25校

宮崎市教育情報研修センター

- 5.2. 受注者は、発注者に引渡を完了するまでの間、機器の輸送、搬入、保管等の際に生じた事故についてその責を負うものとする。
- 5.3. 機器リース契約満了後の機器は返還するものとし、受注者において撤去することとする。また、保存されているデータが漏洩しないよう、受注者の責任において消去することとし、その処理方法を記載した証明書を提出することとする
- 5.4. 受注者は、業者名・リース期間など発注者が指示する必要な情報をラベルに記載し、機器に貼付けし、納品するものとする。
- 5.5. ソフトウェアなどのCD類については、発注者の指示に従い、分類し、CDブックに格納し、納品すること。

6. 提出書類

下表に示す各種書類を、定められた期限までに遅滞無く提出すること。その他、本市と協議の上必要と判断された書類については、別途提出すること。

No	工程	各種書類	提出期限	備考
1	計画	プロジェクト計画書	着手時	
2	管理	進捗管理資料	随時	
3		懸案管理表	随時	
4		各種議事録	随時	
5	設計	基本設計書	設定完了時	
6		詳細設計書		
7		パラメータシート		
8		構成図(物理、論理)		
9	導入	テスト計画書兼結果報告書		

7. ハードウェアに係る共通要件

- 1) 機器本体やケーブルに関しては、ラベルを貼付し一意の識別を可能とすること。
- 2) その他導入工事で必要な搬入、据付、配線、調整等に要する全ての費用は本調達に含めること。
- 3) 配線・設置作業については、各機器間の接続及び調整等について発注者と十分な打ち合わせのうえ実施すること。また、業務に支障をきたすと判断する場合は夜間もしくは休日に作業を行う場合がある。

7. 機器の要件

別紙「調達仕様書」の通り。

8. 保守・サポート

- 8.1. 障害の受付及び調達機器に関する問合せの受付について、以下の時間帯で対応すること。

平日 9:00～17:00

(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)

- 8.2. 保証期間中の故障については、発注者の要請に基づき、発注者の指定する場所に赴き、故障原因の特定及び保守作業を無償で行なうこと。ただし、故障原因の特定後、発注者の指定する場所での保守作業が困難な場合は、個人情報を保護する対策を講じたうえで輸送、保守作業を行なうこと。
- 9. その他
 - 9.1. 受注者は保守作業を実施する事業者を含め宮崎市情報セキュリティポリシー、宮崎市教育情報セキュリティポリシー及び個人情報取扱特記事項（宮崎市ホームページで公開）を遵守すること。
 - 9.2. 本仕様書に記載のない事項、または記載事項に疑義が生じた場合は、受注者はその都度発注者と協議するものとする。